



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山添稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館2階)
 発行日(月刊)
 平成15年2月10日

平成14年度臨時総会開催

滋賀県行政書士会平成14年度臨時総会が平成15年1月18日(土)午後2時から草津市所在の「草津市立まちづくりセンタ」302号室において、290名(内委任状出席259名)が出席して開催された。

この臨時総会は、総務省の指導要請を受けた日行連から、『本会会則第78条第3項(会員の表札および看板は各1個に限る。)が「専門業種(司法書士・行政書士等)」の一連の広告規制に該当するので全文削除するよう、また、これが14年度中に改正がなされない場合、行政書士会の民間法人化が不可能になり、閣議決定違反となるので早急に対応されたい』との強い要請を受けて開催されたものである。

もとより、滋賀会における規制緩和の具体化は、平成12年以降日行連の指導により、報酬規定の撤廃や広告宣伝条文の改正が進められてきたところであるが、平成14年11月、全単体会会則の再点検の結果、本会会則第78条第3項がな

お広告規制に該当すると指摘されたものである。(「行政書士しが」12月号巻頭記事参照)

以上のような経過のもとで開催された臨時総会は、会則改正を目的とする会則第39条の特別決議に該当することから会員の過半数の出席を必要としていたが、結果的に会員396名中290名の出席を得て総会は無事に成立。小島副会長の司会により、先ず田中会長の開会挨拶の後、議長に大津支部の井上敏夫会員を選出し、議事録署名人に大津支部の川井光雄・堀内美智子会員を指名して議案審議に入った。

議案上程に続いて、中村副会長の提案説明があり、議長から質疑の要請がおこなわれたが、意見や質問等の発言は無く質疑を終了、直ちに議案採決がおこなわれ、全員の挙手により承認可決された。議長降壇のあと、小山副会長が2時30分閉会宣言をおこない終了した。

滋賀県行政書士会会則新旧対照表

旧	新
第1条から第78条第2項まで 省略 (表札および看板等の掲示等) 第78条 <u>3会員の表札および看板は各1個に限る。ただし看板については、特別の理由があると会長が認めた場合には、この限りでない。</u> 4会員は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中表札および看板を撤去しなければならない。 第79条以下 省略	第1条から第78条第2項まで 省略 (表札および看板等の掲示等) 第78条 3会員は、業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間中表札および看板を撤去しなければならない。 第79条以下 省略

広告規制に関する本会会則改正の趣旨 滋賀県行政書士会

広告に関する規制については、公正取引委員会による「専門職業(司法書士・行政書士等)」の広告規制等に関する実態調査の結果報告及び指導要請を受けた日行連の指導(平成13年2月16日付、日行連発第149号「広告及び報酬に関する規制について」・平成13年5月10日付、日行連発第388号「広告、報酬に関する規制の見直しについて」)により、報酬規定は12年度の定時総会において、また、広告規定は、13年度の定時総会において共に改正している。

今般、総務省の指導要請を受けた日行連が全単体会の会則を再点検したところ本会会則(表札および看板等の掲示等)

第78条第3項「会員の表札および看板は各1個に限る。」が公正取引委員会の広告規制に該当するので全文削除を今年度中に実施されたい。今年度中に会則の改正がなされない場合、「平成14年度中における本会の民間法人化が不可能になり、閣議決定違反となってしまうことに留意し、迅速に対応されたい」と日行連の会長名による文書(平成14年11月8日付、日行連発第902号・貴会会則における広告規制に関する規定の削除について)により再要請を受けたものである。

したがって滋賀県行政書士会は、上記の趣旨と指導を踏まえて、当会会則の該当条文の削除を図るものである。